

道州制を鹿児島から考える

有 馬 純 春

〈目 次〉

- 1 はじめに
- 2 各界の主張
- 3 鹿児島の対応
- 4 おわりに

1 はじめに

道州制の論議が各方面からなされている。日本経団連が「道州制の導入に向けた第2次提言—中間とりまとめ¹」を2008年3月18日に、政府の道州制ビジョン懇談会が「道州制ビジョン懇談会中間報告²」を同年3月24日に、九州経済連合会など九州の経済界が九州地方知事会と設立した九州地域戦略会議の第2次道州制検討委員会が「道州制の九州モデル 中間とりまとめ³」を同年5月23日に、自民党道州制推進本部が「道州制に関する第3次中間報告⁴」を同年7月29日に、それぞれ推進する立場から公表している。一方、現職の知事からは道州制推進に反対する立場の意見も表明されている⁵。また、世論調査によると、国民は反対が多い⁶。経団連の姉妹団体である経済広報センターが同年5月に行ったアンケート調査では、道州制の議論を進めることに対し「賛否のどちらでもない」、「わからない」と回答した人の割合が、男性で3割、女性で6割を占めている。しかし、流れは道州制を実施する方向で流れているように見える⁷。公表された中間取りまとめないし中間報告はどのような主張を行っているのか、九州南部に位置する鹿児島はどう対応していけばよいのか、鹿児島県など自治体の動きも踏まえながら考えてみたい。

2 各界の主張

- (1) まず、日本経団連の「道州制の導入に向けた第2次提言—中間とりまとめ」(以下「経団連中間とりまとめ」という。)を見てみる。

日本経団連は、2015年を目途に道州制を導入することを目指しており、2007年3月の「道州制の導入に向けた第1次提言」に引き続き、2008年3月「第2次提言」の中間とりまとめを公表した。この「経団連中間とりまとめ」をもとに意見を幅広く聞き、同年秋に「第2次提言」としてとりまとめるとしている。

「経団連中間とりまとめ」は、まず、国民の代表者たる国会議員に対して、与野党を問わず、道州制の導入が国家百年の大計のもとに行われるべき大改革であることを強く認識し、積極的にイニシアティブをとるよう、政治主導の取組みを期待している。次に、日本経団連が考える道州制は、現在の都道府県を廃止し、全国を10程度に区分する「道州」を新たに設置する。地方公共団体を道州及び市区町村などの基礎自治体という二層制とし、それぞれに必要な権限と財源を備えさせる。国の役割を外交や防衛など必要最小限のものに限定し、国民の日々の生活に関わる政策のほとんどは、道州あるいは基礎自治体が立案・実施することとし、明治以来の中央集権体制を地域自立体制へと変える。官の役割をゼロベースで見直し、民主導の経済社会を実現する。道州制においては、住民ニーズや地域の特性に応じて地方公共団体が柔軟に対応できることにより、①防災・消防体制の強化、②地域の治安の向上、③子育て支援、人材育成策の充実、④地域医療・介護の体制充実、⑤独自の産業振興策の展開と雇用の創出、⑥地域資源を活かした観光振興の推進が図られる。国が専管事項として果たすべき役割は、対外的分野、市場の機能円滑化・発揮のためのルール整備、最低限のセーフティネットの整備などに「選択と集中」を図り、現在12府省ある中央省庁を半数程度に解体・再編する。道州・基礎自治体が政策を立案・実施すべき分野における国による基本戦略・計画の策定や統一的な政策の方針・基準策定に際しては、国と地方が対等に協議を行ったうえで決定するルールを設ける。道州間、基礎自治体間で調整すべき問題が生じた場合には、自律的に調整することとし、そのための機関として、「道州政

策協議機構」(仮称)を創設する。国、道州、基礎自治体の新たな役割分担を踏まえ、必要な財源を、新たな視点から国税、地方税に再編成する一方、現行の地方交付税、国庫補助負担金を廃止する。これまで地方交付税が担ってきた財政調整を水平的に行うものとして、新たに「地方共有税」(仮称)を創設する。社会保障や教育など、全国的に一定水準を保障すべき費用について、用途を特定した「シビルミニマム交付金」(仮称)を新設する。今すぐ着手すべき改革として、①地方分権改革の断行、②地方支分部局の職員定数の大幅削減の実施、③地方交付税・国庫補助負担金の改革など7つの事項を挙げる。最後に、道州制導入までのロードマップを示し、「道州制推進国民会議」(仮称)の設置と「道州制推進基本法」(仮称)の制定などを急ぐべきとしている。

(2) 次に、政府の道州制ビジョン懇談会の中間報告(以下「ビジョン懇中間報告」という。)を見てみる。

道州制ビジョン懇談会は、2007年1月発足以来、全国各地で実施してきた意見交換会や議論を踏まえて中間報告としてまとめて、2008年3月公表した。その内容には、懇談会のメンバーの中で十分な合意がなされていないものなどもあるが、道州制は、日本を活性化させる極めて有効な手段であり、その実現に向けて国民全体に働きかけて邁進すべきものであるという点は、懇談会メンバー全員の意見が一致しているとしている。

「ビジョン懇中間報告」は、まず、現状の問題点として、明治以来の「古い国のかたち」である中央集権体制が、東京一極集中による地方の疲弊と地域間格差の拡大、無駄遣いと巨額の財政赤字、グローバル化のなかにおける日本経済の停滞を招来したとし、各地域がみずからの創意と工夫で主体的に地域づくりをし、国全体が活力を取り戻すためには、国民に自助と自立の精神を引き起こし、地域が実質の自治を獲得する必要があるとしている。このため、地方分権改革推進委員会を中心として、地方分権を着実かつ迅速に推進すると同時に、さらに、人々のより身近な場において、各地域に適した決定と執行ができる「新しい国のかたち」、すなわち国政機能を分割して自主的な地域政府「道州」＝「地域主権型道州制」を創設すべきであるとする。道州制の目的として、①繁栄の拠点の多極化と日本

全体の活性化、②国際競争力の強化と経済・財政基盤の確立、③住民本位の地域づくり、④効率的・効果的行政と責任ある財政運営、⑤安全性の強化を挙げる。

制度設計の考え方として、国、道州、基礎自治体の役割を見直すこととし、これまでの「あらゆる分野に国が関与し、その権限の末端の一部を都道府県や市町村に分担させる」という国家の統治構造を「国の権限は固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担い、広域的な補充は道州が行なう」という構造に転換する。国は独自の権限分野においてのみ活動し、道州及び基礎自治体に関する国の地方出先機関は全廃する。中央省庁の機能や人員も大幅に減少する。現行では国の役割だったものの多くを道州が担い、都道府県の役割だったものの多くを基礎自治体が担うこととなる。ただし、市町村合併で住民と行政の距離が遠くなる場合は、地域住民がアクセスしやすい機関、例えば「行政センター（仮称）」を各地域に必要なだけつくるなど、地域特性に対応した柔軟な内部制度を設ける。

道州制導入のメリットとして、①政治や行政が身近なものになることで受益と負担の関係が明確化し、効率の低い政治行政の要求が抑制される、②政策の意思決定過程の透明化が進み、住民参加が容易になる、③東京一極集中が是正され、多様性のある国土と生活が構築される、④地域の実情や特性を踏まえた迅速で効果的な政策展開が可能となる、⑤国の縦割り機構による重複行政がなくなり、補助制度による無駄遣いや陳情合戦の非効率率が改革される、⑥十分な規模と権限を持った道州による地域経営がなされることで、広域の経済文化圏が確立される、⑦国の役割を国家本来の機能に集中させることで、国家戦略や危機管理に強い中央政府が確立されるとする。一方、①国の「上からの調整機能」が失われるために、地域間の格差がかえって拡大する、②道州に十分な人材や能力が伴わず、国の関与が続く結果となる、③規模が大きくなることで住民との距離が広がり、住民自治が形骸化してしまう、④道州間の企業や富裕層誘致の競争が激化し、生活者の目線から遊離してしまう、⑤都道府県単位で育った業界や文化の団体が困る、⑥都道府県単位で代表を出している行事等ができなくなる、

といった懸念や課題が指摘されているが、これらの課題は道州制の制度設計を適切に行うことで乗り越えることが可能であるとする。

道州及び基礎自治体の役割や権限については、国会が法律を定める場合、その内容は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州議会の定める立法に委ね、自主立法権を確立する。

国の行財政に道州の意見が、道州の行財政に国の意見が反映されることが望ましく、そのため「国・道州連絡協議会（仮称）」を設ける。

道州の首長及び議会の議員は、その地域住民による直接選挙で選出する。

地域主権型道州制における税財政制度については、当ビジョン懇談会に専門委員会（税財政等検討委員会）を設け、基礎自治体や道州にも偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系を構築することを旨として、一年を目途に具体的な検討を進める。地域主権型道州制の下における経済及び財政格差の調整についても、専門委員会（税財政等検討委員会）において、最終報告に向け、具体的検討を行う。

道州の区域については、その道州の住民の意思を可能な限り尊重し、法律により全国をいくつかのブロックに区分する方式を採用する。

道州の議会及び行政庁の所在地は、各道州が決定する。

道州制は、地方分権改革、行財政改革とも連動する部分が多いので、まずは地方分権改革や行財政改革を着実、迅速、効果的に推進すべきである。

道州制の導入に当たっては、「道州制基本法（仮称）」を制定し、それにもとづき、検討機関として「道州制諮問会議（仮称）」を、その支援機関として「道州制推進会議（仮称）」を設ける。各地域には、道州制推進組織を設けることを検討すべきである。

道州制の導入時期及び工程表は最終報告書で明示するが、おおむね10年後、2018年までに道州制に完全移行すべきとしている。

- (3) 次に、九州地域戦略会議第2次道州制検討委員会による中間取りまとめ（以下「九州モデル中間取りまとめ」という。）を見てみる。

第2次道州制検討委員会は、2007年5月に設置され、九州地域戦略会議から道州制の「九州モデル」の策定などに関して諮問を受けた。検討項目は、①道州制の「九州モデル」策定に関するものとして、ア国、道州、市

町村の具体的役割分担，イ道州制を実施するための税財政制度，ウ九州が目指す姿，将来ビジョン，②住民及び国の関心を高めるためのPR戦略である。この「九州モデル中間取りまとめ」では，検討項目のうち，アの国，道州，市町村の具体的役割分担について報告し，それ以外の項目は，2008年10月の最終報告書に盛り込むとしている。

「九州モデル中間取りまとめ」は，まず，国と地方の役割分担の基本原則として，①国と地方の役割を明確にする，②国の役割は，法律で限定的に列挙する，③道州の区域を越える広域事務は道州が連携して行う，④国，地方それぞれが各自の役割とされたものについて，企画立案から執行までを一貫して行う，⑤国の地方への関与は基本的事項を示すにとどめるとする。

道州と市町村の役割分担の基本原則として，①市町村を優先する，②市町村への道州の関与は基本的事項を示すにとどめる，③市町村の区域を越える広域事務は市町村が連携して行う，④道州，市町村それぞれが各自の役割とされたものについて，企画立案から執行までを一貫して行うとする。

全国的な統一性の確保に関する基本原則として，①内政分野に係る全国的な統一性の確保は，一次的には地方が担う責務とする，②内政分野に係るものを含め，対外交渉は国が一元的に担うとする。

以上の基本原則に基づき，国，道州，市町村の役割分担の具体的イメージを次のように記述している。

九州モデルの構築にあたり，道州制の効果をわかりやすく提案するために，①生活②経済③国際④社会資本⑤人材⑥環境の分野から，住民や企業の関心が高く，道州制のメリットを大きく発揮できると考えられる12のテーマ（①医療制度の充実した社会の実現②安心して子育てのできる社会の実現③九州の一体的発展のための高速交通ネットワークの形成と地域の暮らしを支える交通基盤の整備④河川の一元的管理による地域の個性を活かした安全安心な河川づくりと地域社会と住民生活を支える水資源の確保⑤豊かな自然と生活環境を守り育む九州の実現⑥地域の特性を生かした学校教育の実現による明日の九州を担う人材の育成⑦「フードアイランド九州」の実現⑧企業誘致等により，九州全域の均衡ある発展を実現する産業集積

の推進⑨九州が一体的に発展する広域的産業政策の実施⑩九州が一体となった対東アジア戦略の策定⑪効果的な地球温暖化防止に取り組む九州の実現⑫地域の実情に応じた雇用施策の形成)を設定し、各テーマごとの九州の将来ビジョンを示している。例えば、「医療制度の充実した社会の実現」では、①医師不足を解消し、医師の適正配置を行う、②離島やへき地などの過疎地域を含め、地域ニーズに応じた医療提供体制を構築する、③広域のかつ効率的な救急医療体制や高度医療の提供体制を整備するとしている。

(4) 次に、自由民主党道州制推進本部による道州制に関する第3次中間報告(以下「自民党第3次中間報告」という。)を見てみる。

自由民主党では、2005年7月に第1次中間報告を、2007年6月に第2次中間報告を取りまとめ、2008年7月に道州制推進本部として第3次中間報告を取りまとめるに至っている。

「自民党第3次中間報告」では、まず、分権型国家の実現に向け、2015年から2017年を目途に道州制の導入を目指すべきとする。

道州制で達成すべき目的として、①中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行、②国家戦略、危機管理に強い中央政府と、広域化する行政課題にも的確に対応し国際競争力を持つ地域経営主体として自立した道州政府を創出、③国、地方の政府の徹底的な効率化、④東京一極集中を是正し、地方に多様で活力ある経済圏を創出、を挙げる。

道州制導入のメリットとして、①施設の効率的配置、広域の有効利用が可能となり、インフラ整備・サービス供給でスケールメリットが生じる、②経済効果と費用負担との関係が区域内で完結する程度が高まる、③道州は海外諸国と直接経済交流・競争できる規模になる、④地域資源の活用と地域資産(観光など)の興隆により、東京以外にも成長の核になる都市が育つ、⑤地場産業・中小企業の基盤強化などにより、地域間の経済力格差を現在より縮小できるなど11項目を挙げている。

デメリットと懸念される事項と必要な対策として、①道州制は住民から遠くなる→基礎自治体中心の住民サービス体制構築により、住民ニーズに的確に対応、②小規模な基礎自治体への補完機能が弱まるおそれ→基礎自治体の自立と相互間の連携により、小規模自治体の行政をサポート、③道

州制で一極集中、地域間格差が生じるおそれ→道州内の機能分担、地域間バランスを考慮して、州都のあり方等を検討、④国家としての統一性が失われ、国家の力が弱まるおそれ→道州制はむしろ国の役割の重点化により、国家の戦略的機能を強化するもの、⑤各都道府県が持つ文化、伝統、郷土意識、一体感が失われるおそれ→地域の文化、伝統、郷土意識、一体感の維持・向上のための施策を道州が実施することや都道府県であった区域に一定の位置づけを与えることなどにより積極的に対応、⑥専ら各都道府県の区域をマーケットとする企業活動が縮小するおそれ→むしろマーケットの拡大として捉え、地域経済を活性化、を挙げている。

導入すべき道州制の具体的な骨格は、①都道府県を廃止し、これに代えて全国に10程度の道・州を設置する。②道州は自治体とする。すなわち、選挙により選出される議会と首長を有し自治権を有する団体とする。③権限・財源・人間は極力基礎自治体優先で再配分を行い、中央政府、道州政府は「小さな政府」を志向する。

国・道州・基礎自治体の役割分担については、①国庫補助事業は廃止し、財源を付して、道州及び基礎自治体に移管する。②国の地方支分部局は廃止する。③国が制度の基本・基準を定める場合でも、その実施主体は、道州・基礎自治体とする。道州の自治立法のあり方については、国が道州及び基礎自治体の担う事務や組織に関し法律を定める場合には大枠的かつ最小限の内容に限ることとし、具体的な事項についてはできる限り道州法又は基礎自治体の自治立法に委ねる。また、国が、道州及び基礎自治体の担う事務や組織に関し法律に規定する場合においても、できる限り道州法で変更（いわゆる「上書き」）できることとする。

道州制下の基礎自治体の規模について、①道州制の導入に併せて、基礎自治体中心の体制を確保するため、現在都道府県が行っている仕事の大部分を基礎自治体に移譲する。これに伴い、基礎自治体の事務・権限は基本的に一律となり、中核市・特例市の制度は廃止されることとなる。②基礎自治体は移譲される事務・権限を適切に担いうる規模・能力を備えることが必要であり、現在の中核市程度の人口規模（人口30万人以上）あるいは少なくとも人口10万人以上の規模が望まれる。市町村には一層の行政体制

の充実強化に向けた取り組みが求められる結果、おおむね700から1000程度の基礎自治体に再編される。その際、住民自治の観点から、地域自治組織やコミュニティの充実など、さらなる自治体内分権の仕組みを設けるべきである。地理的な制約等から、移譲される事務・権限を適切に担いうる規模・能力を有することとならない小規模団体については、道州あるいは近隣の基礎自治体が補完する必要がある。以上の考え方とは別に、国が一律に考えるのではなく、各道州に任せるという考え方もあるが、今後、十分な議論が必要としている。

道州の税財政制度については、①中央政府への依存から脱却し、道州の税財政需要全てを自らの税収で賄う、②課税ベースは、国、道州、基礎自治体で原則共有しない、③自己責任を徹底するため、道州・基礎自治体の税については、課税権・徴収権を自らが行使するとする。更に、道州が社会基盤の拡充と新産業の樹立を図り、安定的な経済・産業基盤が確立し、財政的に自立できるまでの間は税源偏在を調整する必要がある。このため、既存の補助金・交付税を廃止する一方、第三者的立場として、また、社会保障（年金を除く）、義務教育、警察・消防について最低限全国一律に義務づけられる事務の適正な執行を確保する観点に立って、現在の地方負担分を含め全額国が負担する新しい制度（シビルミニマム調整制度）を創設し必要な財源保障・財政調整を国の役割において行うこととすべきであるとする。

道州制導入のプロセスとして、①道州制基本法を速やかに国会に提出する、②道州制特区制度を活用した北海道の取組を先駆的事例として、世論を喚起し、全国的な道州制の早期実現に向けた推進力とする、③さらに、九州や関西などにおける取組を党としてもバックアップし、各地域で積極的な取組が行われることを推進する、としている。

3 鹿児島への対応

以上、四つの主張を見てきた。いずれも、国と地方の現在の権限のあり方を見直し、道州制を導入し、中央集権体制から地方分権体制へ移行すべきであるというもので、道州制が導入されると、国も地方も活力みなぎる状態に

なるように描かれているが、「道州制の導入と地域活性化との因果関係は必ずしも明白ではない。地域の連帯感や現実の経済圏を基本として統合を望むほうが実り多いのではないか」という見解もある⁸。絵に描いた餅⁹に終わらない努力が求められる。

これから「経団連中間とりまとめ」は2008年秋までに「第2次提言」として¹⁰、「ビジョン懇中間報告」は2009年度中に最終報告として、「九州モデル中間とりまとめ」は2008年10月に最終報告書としてとりまとめられていく予定である¹¹。いずれにしろ、国民・県民の関心が低い中、国民・県民参加の議論を盛り上げるためには、大学（校）連携による共同研究など具体的な事例を作り出し、広域化のメリットを国民・県民に訴えることが必要である¹²が、これらの論議への鹿児島への対応としては、次のように考える。

(1) 九州府が誕生したとき、州都はどこかという問題がある。伊藤鹿児島県知事は、福岡や熊本が取りざたされている州都について、明言を避けながらも、「金融や保険機能、企業の集積がある程度なければ州都にはなり得ない。上海や香港、シンガポールといった都市と戦えなければならない」との見解を示し、州都「福岡」を示唆と報じられている¹³。蒲島熊本県知事は、熊本がふさわしいと主張している¹⁴。福岡であれ、熊本であれ、そのときまでに、鹿児島が持続的に活性化する仕組みを構築しておくことが重要となる。その際、外向きの視点としては、アジアへの視点が重要だろう。南を上北を下に描く「逆さ地図¹⁵」では、中国・上海、台湾、ベトナム、シンガポールなどの国・地域に、九州の中では鹿児島が最も近い。アジアにおける貿易・交流拠点として、基幹交通網、港湾施設等の整備が重要である。一方、内向きの視点としては、これからは、一義的には市町村合併により広域化した「市」が地域統治の中心的存在となると想定される。従って、基礎自治体としての「市」を中核として地域が活性化する仕組みづくりが求められる。現在、鹿児島県においては、2008年3月に「かごしま将来ビジョン」を発表し、その中で持続可能な行財政構造の構築のために地域の総合行政拠点としての地域振興局・支庁の機能強化に取り組むとしている。この趣旨として、伊藤知事は、二期目の知事就任に当たって、「執行体制としては、地方の出先機関を地域振興局という単位でまと

めて、これから予想される道州制を含めた地方行政制度の変化への対応」として述べている。このことの実践として、現在、七つの地域振興局・支庁ごとに、2009年度末をめどに地域ビジョンづくりに取り組んでいる¹⁶。その際、大事な視点は、ビジョンづくりの中心的存在は地域振興局・支庁であるが、ビジョンの中心には「市」を据えるということであると考え。そうすることにより、道州制の導入までに地域振興局・支庁を中心に「市」を核とした強固な地域を構築していくべきである。

なお、「市」となることを選択していない「町・村」の行財政構造のあり方にも、それぞれの「町・村」の地理的条件等を踏まえながら、議論を行い、対応を検討すべきであると考え。

- (2) 道州制は国のあり方を見直すものであるから、地元選出国會議員は、地元に対して、適宜に、道州制に関する意見表明、材料提供を行うべきである。個々の国會議員による個別のテーマについての意見表明等は、普段、余り行われていない。情報公開・情報共有の視点からだけでなく、国政に関わるリーダーシップという視点からも、より活発に行われるべきであると考え。
- (3) 新聞など地元メディアは、独自の視点で道州制に関する情報提供を行うことが期待されるが、「国会だより」が時折地元紙に掲載されるぐらいである現状から歩を踏み出して、(2)で述べた視点の補強として、地元選出国會議員の考え・行動を地元住民に伝えるよう努めるべきであると考え。

4 おわりに

国と地方に活力をもたらすべき道州制が、政府の財政再建に利用された三位一体改革のように、国の行革のための道州制とならぬようしっかり注視していく必要がある。

九州各県のホームページを見ると、唯一、熊本県はそのトップページに「道州制」の見出しがあり、容易に道州制に関する様々な情報に接することができる。鹿児島県でも、県民への周知、問題提起の観点から、特別項目として情報提供することを考えてもよいのではないだろうか。

また、地方分権改革推進委員会による「地方分権」が思わしい展開を示し

ていない現状において、道州制への理解を広げていくことは、なかなか困難なことと思われる。地元選出国會議員，地方行政関係者，民間経営者などが連携して，廃県置州という新たな「この国のかたち」づくりに尽力することが必要であると考ええる。

注

- ¹ 日本経団連タイムスのウェブページにて2008年9月15日確認。
- ² 道州制ビジョン懇談会のウェブページにて2008年9月15日確認。
- ³ 九州経済連合会のウェブページにて2008年9月15日確認。
- ⁴ 自民党 道州制に関する第3次中間報告のウェブページにて2008年9月15日確認。
- ⁵ 『Voice』2008年9月号176頁～「井戸知事 それが反論ですか」

ビジョン懇座長の江口氏が『Voice』6月号に掲載した「道州制反対派は国を考えよ」の論文に対し兵庫県知事の井戸氏が同誌8月号に寄せた反論に対し、江口氏が反論した論文。江口氏は、「日本人の志向は多様性を求めるようになった。だが中央集権体制の下では、国民の好みや希望，地域の要望，必要性は無視され，中央の官僚が一方向的に設定した基準に基づく政策を押し付けられることになる。この一方向的な押し付けが，全国民に閉塞感を与え，やる気や自主性を失わせた元凶である。『鯛の餌待ち現象』のような依存心，甘えを生み出し，責任転嫁や責任回避，他に要求ばかりする風潮を蔓延させてしまった。さらに，地域の要望に密着しない施設や道路，港がつくられ，したがって採算は合わず，財政は国も地方も赤字増加の一途を辿ることになった」とし，「中央集権体制，すなわち官僚制からの脱却と，それに代わる新しい国のかたちとして，私は道州制，特に地域に密着し，地域住民が納得する政治行政が行なえるような新しい国のかたちとして『地域主権型道州制』を提示した。なぜ『地域主権型』かといえば，一口に道州制といっても，『官僚型』道州制や『中央集権型』道州制を主張する説もあるからだ」と主張した上で，井戸氏からの「道州制に関する七つの懸念」，すまわち①道州制に対する漠然とした期待が大きすぎないか，②道州制は国の行財政改革や財政再建の手段として考えられているのではないか，③中央政府の解体再編や国会の機能縮小に向けた合意形成はできるのか，④「国の総合出先事務所的」道州制による中央集権化が進むだけにならないか，⑤道州の自治の保障はあるのか，⑥民主主義の統制が行き届く範囲には，おのずから限界がある，⑦憲法上の位置づけをどう考えるのか，に対して逐一反論する一方，『中央公論』2008年7月号に掲載された西川福井県知事の「道州制を導入すれば政府の効率が上がり，経済が活性化し，地方分権も進むというのは，自ら

が生み出した幻想ではないのか」という「幻想としての道州制」に対しては、コメントする気にもならないと付記している。

- ⁶ 2006年12月の日本世論調査会の世論調査では、道州制導入に賛成が29%、反対が62%。2008年4月24日南日本新聞。
- ⁷ 麻生首相は、就任後初めての国会の衆院予算委員会で、国の出先機関の廃止・縮小の質問に対し、「(国の出先機関は)住民に身近な地方自治体に移すのが基本的な流れだ。地域主権型道州制を最終的に目指すべきだと思う。」と答えている。
- ⁸ 2008年9月26日付日本経済新聞。
- ⁹ 田村秀2008「道州制議論の行方」『地方自治』No.728, 10頁。
- ¹⁰ 2008年11月18日に、日本経団連は、「道州制の導入に向けた第2次提言」を取りまとめた。そこでは、中間とりまとめに、次のとおり新たに書き加えられている。

2.道州制の導入で変わる地域の経済・社会、期待される効果の中に、(2)道州制の導入による具体的な効果を検証するとして、第1に道州制を導入して行財政改革を進めることにより、九州7県で8,945億円、全国で5兆8,483億円新たな財源を生むことができる、第2にこうした行財政改革により生み出された新たな財源をもとに、国から権限を委譲された道州が主体的に産業集積政策を展開する、第3に道州制のもとでは、基礎自治体やコミュニティにおいて、地域の価値観の共有や住民参加の地域づくりが進むことが期待されると書き加えられた。

また、2の(3)住民の目線で道州制のメリットを考えるに、⑦地域の農林水産業が活性化する、⑧個性的なまちづくりが行われる、⑨環境保全が効果的に行われる、⑩近隣諸国、地域との経済交流が活発化するとの項目が書き加えられた。

更に、4.道州制を支える諸制度のあり方に(2)道州制の先行導入に向けた法整備を行う、(3)特例型道州を容認する、(4)大都市制度および首都のあり方を検討する、(5)国・地方を通じ議会制度のあり方を見直すとの項目が、6.道州制の導入に向けたロードマップに(2)「道州制推進基本法」(仮称)の構成を考える、(3)国と地方の事務・事業を配分する第三者機関を設置する、(4)道州の区割り決定に向けたプロセスを明確にするとの項目が書き加えられた。日本経団連タイムスのウェブページにて2008年12月4日確認。

- ¹¹ 2008年10月30日に、九州地域戦略会議は、第2次道州制検討委員会から答申された道州制の「九州モデル」答申を承認し、発表した。そこでは、中間取りまとめ以降検討されてきた「道州制を実施するための税財政制度」が新たに追加されており、国と地方の税配分を2:8とするとともに、地域差を是正するため地方共同財源(財政調整原資)を設けることとしている。九州経済連合会のウェブページにて2008年11月13日確認。

- ¹² 田島平伸2004「北東北3県合体構想の意義と地方制度改革への影響」『ガバナンス』No.33, 28頁。
- ¹³ 2008年5月8日付南日本新聞。
- ¹⁴ 2008年3月26日付日本経済新聞, 2008年5月8日付日本経済新聞。
- ¹⁵ 鹿児島県2008『かごしまワッセ塾』1頁, 平松守彦2004『平松守彦の地域自立戦略』毎日新聞社52頁。
- ¹⁶ 2008年9月23日付南日本新聞。